一般財団法人 日欧産業協力センター　レポート

欧州グリーンディール EU Policy Insights

2021年12月28日号：2021年総括「用語解説総集編」

日EUの産業協力促進の一環として、日本の視点でEUの政策情報を皆様に発信する「欧州グリーンディール・EU Policy Insights」。気候変動対策である欧州グリーンディールに焦点を当て、毎月最新情報をお伝えしています。

今回は、2021年に発行した政策レポートの用語解説の総集編です。
4月の第1号から11月の第8号まで（第7号は用語無し）で、50を超える新出用語がありました。そこで、用語だけをまとめた「辞典」が欲しいとのリクエストにお応えし、用語集にまとめる事になりました。
是非保存版としてお手元に置いていただければと思います。

2021年、この「欧州グリーンディール　EUポリシーインサイト」を皆様にご愛読いただきまして、誠にありがとうございました。
2022年も、最新情報をわかりやすく皆様のもとにお届けします。
引き続きのご愛読をよろしくお願いいたします。

■本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピックなどお知らせください。
■本レポートの定期配信をご希望の方はお申し込みください。
■日欧産業協力センターによるEUとの産業交流機会やセミナー情報等各種ご案内もお送りする場合があります。
■配信希望およびお問い合わせ先　E-MAIL：eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人日欧産業協力センター
EU-Japan Centre
for Industrial Cooperation

〒108-0072東京都港区白金1-27-6
白金高輪ステーションビル4階
TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283
E-MAIL：eujp-info@eu-japan.or.jp

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

索引（50音順）		
日本語表記	**ページ**	**英語表記**
「次世代EU」	10	Next Generation EU
CNコード	9	Combined Nomenclature code
EUバブル	7	'EU bubble'
EU排出権取引システム	4	EU ETS : EU Emissions Trading System (表記はEU-ETS : EU Emissions Trading System)
EU理事会	12	Council of the European Unionまたはthe Council
MtCO2e	12	MtCO2e : Metric ton of carbon dioxide equivalent
アムステルダム条約	6	Treaty of Amsterdam
イノベーション基金	12	Innovation Fund
エネルギーシステム統合戦略	10	Strategy for Energy System Integration
エネルギー税指令	4	Energy Taxation Directive
エネルギー貧困	12	Energy poverty
オークション	8	Auctioning
カーディフ・プロセス	6	Cardiff Process
カーボン・リーケージ・リスクの定量評価手法	9	Carbon Leakage Exposure Factor
キャップ＆トレード	8	Cap and trade
サステナブル・ファイナンス戦略(改定)	11	Strategy for financing the transition to a sustainable economy
デカップリング	6	Decoupling
デフォルト値	10	Default value
ナチュラ２０００	13	Natura 2000
ネイチャーポジティブ	14	Nature positive
パリ協定	5	Paris Agreement
フィット・フォー・55・パッケージ	7	Fit for 55 package
フォン・デア・ライエン欧州委員長	5	European Commission President Ursula von der Leyen
ベンチマーク方式	8	Allocation based on benchmarks
マーストリヒト条約	6	Maastricht Treaty
メタン排出削減戦略	11	Strategy to reduce methane emissions
リーブ・ノー・ワン・ビハインド	7	'Leave no one behind'
リスボン条約	7	Treaty of Lisbon
レッドプラス	14	REDD＋（Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation-plus）
ローマ条約	6	Treaty of Rome
愛知目標	13	Aichi Biodiversity Targets
欧州の気候中立に向けた水素戦略	11	Hydrogen strategy for a climate-neutral Europe　（表記は A hydrogen strategy for a climate-neutral Europe）
欧州気候法	4	European Climate Law
欧州新産業戦略	10	New Industrial Strategy for Europe
環境行動計画	5	Environmental Action Programmes
気候行動総局	4	DG CLIMA : Directorate General for Climate Action
京都議定書	6	Kyoto Protocol
近代化基金	12	Modernisation Fund
市場安定化リザーブ	8	MSR: Market Stability Reserve
持続可能なスマートモビリティ戦略	11	Sustainable and Smart Mobility Strategy
自然資本	14	Natural capital
新循環型経済行動計画	10	New Circular Economy Action Plan
森林リスク商品	14	forest-risk commodities
森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画	14	Forest Law Enforcement Governance and Trade＝FLEGT Action Plan
生物多様性の主流化	14	Biodiversity mainstreaming
生物多様性戦略2030	10	Biodiversity Strategy for 2030
税制・関税同盟総局	9	DG TAXUD : Directorate General for Taxation and Customs Union
単一欧州議定書	5	Single European Act
炭素国境調整メカニズム	4	CBAM : Carbon Border Adjustment Mechanism
炭素中立	5	Carbon neutral
通常立法手続	9	Ordinary Legislative Procedure
無償割当	8	Free allocation
洋上再生可能エネルギー戦略	11	EU Strategy to harness the potential of offshore renewable energy for a climate neutral future

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

索引（アルファベット順）		
英語表記	**ページ**	**日本語表記**
Aichi Biodiversity Targets	13	愛知目標
Allocation based on benchmarks	8	ベンチマーク方式
Auctioning	8	オークション
Biodiversity mainstreaming	14	生物多様性の主流化
Biodiversity Strategy for 2030	10	生物多様性戦略2030
Cap and trade	8	キャップ＆トレード
Carbon Leakage Exposure Factor	9	カーボン・リーケージ・リスクの定量評価手法
Carbon neutral	5	炭素中立
Cardiff Process	6	カーディフ・プロセス
CBAM : Carbon Border Adjustment Mechanism	4	炭素国境調整メカニズム
Combined Nomenclature code	9	CNコード
Council of the European Unionまたはthe Council	12	EU理事会
Decoupling	6	デカップリング
Default value	10	デフォルト値
DG CLIMA : Directorate General for Climate Action	4	気候行動総局
DG TAXUD : Directorate General for Taxation and Customs Union	9	税制・関税同盟総局
Energy poverty	12	エネルギー貧困
Energy Taxation Directive	4	エネルギー税指令
Environmental Action Programmes	5	環境行動計画
'EU bubble'	7	EUバブル
EU ETS : EU Emissions Trading System (表記はEU-ETS : EU Emissions Trading System)	4	EU排出権取引システム
EU Strategy to harness the potential of offshore renewable energy for a climate neutral future	11	洋上再生可能エネルギー戦略
European Climate Law	4	欧州気候法
European Commission President Ursula von der Leyen	5	フォン・デア・ライエン欧州委員長
Fit for 55 package	7	フィット・フォー・55・パッケージ
Forest Law Enforcement Governance and Trade＝FLEGT Action Plan	14	森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画
forest-risk commodities	14	森林リスク商品
Free allocation	8	無償割当
Hydrogen strategy for a climate-neutral Europe　（表記はA hydrogen strategy for a climate-neutral Europe）	11	欧州の気候中立に向けた水素戦略
'Leave no one behind'	7	リーブ・ノー・ワン・ビハインド
Innovation Fund	12	イノベーション基金
Kyoto Protocol	6	京都議定書
Maastricht Treaty	6	マーストリヒト条約
Modernisation Fund	12	近代化基金
MSR: Market Stability Reserve	8	市場安定化リザーブ
MtCO2e : Metric ton of carbon dioxide equivalent	12	MtCO2e
Natura 2000	13	ナチュラ２０００
Natural capital	14	自然資本
Nature positive	14	ネイチャーポジティブ
New Circular Economy Action Plan	10	新循環型経済行動計画
New Industrial Strategy for Europe	10	欧州新産業戦略
NextGenerationEU	10	「次世代EU」
Ordinary Legislative Procedure	9	通常立法手続
Paris Agreement	5	パリ協定
REDD＋（Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation-plus）	14	レッドプラス
Single European Act	5	単一欧州議定書
Strategy for Energy System Integration	10	エネルギーシステム統合戦略
Strategy for financing the transition to a sustainable economy	11	サステナブル・ファイナンス戦略(改定)
Strategy to reduce methane emissions	11	メタン排出削減戦略
Sustainable and Smart Mobility Strategy	11	持続可能なスマートモビリティ戦略
Treaty of Amsterdam	6	アムステルダム条約
Treaty of Lisbon	7	リスボン条約
Treaty of Rome	6	ローマ条約

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.1

気候行動総局（DG CLIMA : Directorate General for Climate Action）（1）

「総局」とは欧州委員会の組織であり、日本の「省庁」のように特定の政策分野や業務を担う。2010年2月に設置された気候行動総局は気候変動に対する欧州委員会の取組を先導しており、欧州グリーンディールを推進する役割を担っている。2021年12月現在の欧州委員会の担当委員はFrans Timmermans執行副委員長、気候変動総局長はRaffaele Mauro Petriccione氏。

欧州気候法（European Climate Law）（1）

EUにおける2050年までの気候中立目標達成に法的拘束力を持たせる立法。採択に至る道のりは長く、EU理事会と欧州議会は、2050年までの気候中立の達成に関しておおむね合意していたものの削減率等をめぐって意見相違があり、正式な成立に向け両機関による協議が続いた。欧州議会は1990年比で60%の削減を掲げていたが、最終的にはEU理事会の求めていた55%の削減で合意し、2021年6月28日、EU理事会は「欧州気候法」を採択した。これにより、EUがパリ協定下で公約した削減目標は、EU域内で法的拘束力を持つものとなった。一方、石炭などに依存する中・東欧の加盟国の事情に配慮することも盛り込まれた。具体的には既存の関連政策の見直しや、各国における温室効果ガス排出の削減状況と達成目標の整合性を5年ごとに評価すること等を定めている。

EU排出量取引システム（EU-ETS : EU Emissions Trading System）（1）

EUにおける温室効果ガスの排出量取引制度。排出できる量の上限を予め定め、上限との差分の排出枠を取引（余れば売る、足りなければ買う）できる「キャップ・アンド・トレード方式」を採用している。2005年の開始より徐々に上限を下げ、排出量の多い産業を中心に対象となる産業を広げることで取組を強化してきた。現在はEUにおける温室効果ガス排出量の約40%をカバーしている。

炭素国境調整メカニズム（CBAM : Carbon Border Adjustment Mechanism）（1）

気候変動対策の不十分な国からの輸入品に炭素課金を行う仕組みで、2021年7月14日に欧州委員会が法案を公表した。EUの温室効果ガス排出量削減の取組が相対的に強いことで、域内への輸入品の過度な流入や取組の弱い国への産業の流出が生じ、結果的に世界全体での排出量削減に繋がらなくなること（カーボン・リーケージ）を防ぐ目的。欧州委員会のCBAM法案では、2023年から段階的に導入、2026年に本格稼働が提案されているが、今後、欧州議会・理事会での審議が行われる。

エネルギー税指令（Energy Taxation Directive）（1）

「指令」とは、加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼすEUの二次法で、指令に基づき各加盟国で具体的法制化される。本指令は 2003年に策定され、輸送用・熱利用の燃料や電力に対してのEU共通の最低税率を定めている。2021年７月に公表された改正案には、課税方式を重量ベースからエネルギー含有量や環境性能に応じた方式に変更することや、化石燃料の最低税率の引き上げ、再生可能エネルギーの最低税率の引き下げ、対象に域内航空や海運を追加すること等が挙げられている。（詳しくはvol.5参照）

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.2

フォン・デア・ライエン欧州委員長（European Commission President Ursula von der Leyen）（2）

1958年ベルギーのブリュッセル生まれ。1990年ドイツのキリスト教民主同盟（CDU）入党。2013年から第3次、第4次メルケル内閣においてドイツ国防大臣を務めた。2019年に第13代欧州委員会委員長に就任。マクロン仏大統領がメルケル独首相にフォン・デア・ライエン氏の委員長就任を推挙したと言われる。欧州委員会は、EUにおいて主に立案提出と政策の遂行を担う機関で、同委員長は欧州委員会初の女性委員長。2019年から2024年までの任期において、欧州グリーンディールを含む6つの優先課題を掲げている。

パリ協定（Paris Agreement）（2）

2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択され、翌年に発効した温室効果ガス排出削減等を目的とした国際的枠組み。京都議定書の後継として採択され、長期目標は世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より低く保ち1.5℃に抑える努力をすること。途上国を含む全ての参加国に排出削減努力を求めるとともに、途上国の持続可能な開発を支援する資金や技術供与の仕組みも整備。パリ協定では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献（NDC）」として5年毎に提出・更新する義務がある。また、NDCとは別に、各国は長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を作成し、通報するよう努力すべきとされる（パリ協定第4条19）。

炭素中立（Carbon neutral）（2）

温室効果ガスの一種である二酸化炭素の実質排出量をゼロにすること。ここで実質排出量ゼロとは、排出量から森林等の吸収源やCCS（二酸化炭素回収・貯留）等による除去量との間の均衡を達成すること。欧州グリーンディールでは、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする「気候中立（Climate neutral）」を目指す。

環境行動計画（Environmental Action Programmes）（2）

環境行動計画はEUの環境政策の大綱であり、1973年に策定された「第１次環境行動計画」以降５年から10年ごとに策定さている。現在は2030年までを期間とする「第8次環境行動計画」が欧州委員会から提案されている。

単一欧州議定書（Single European Act）（2）

1985年12月のヨーロッパ理事会において採択、1987年7月から発効。ローマ条約の改正を含む、「モノ、ヒト、サービス、資本の自由な移動」が確保された域内市場確立に向けた目標を明文化したもの。ローマ条約を改正し初めて環境に関する条項（第130r、130s、130t条）が盛り込まれた。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.2 つづき

ローマ条約（Treaty of Rome）（2）

1957年、当時の欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC)加盟６カ国（フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク）が調印。これにより欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EURATOM）が発足。それぞれの設立目的は、関税同盟を中心とした「共同市場」（（common market）の設立と経済統合、原子力エネルギー分野での共同管理の推進。 ECSC、EEC、EURATOMの3共同体は1967年の機関統合条約によって主要な運営機関が統合されることになる。

マーストリヒト条約（Maastricht Treaty）（2）

1992年に調印、翌年発効した「欧州連合条約」（Treaty on European Union）の通称。これによりEUが誕生。欧州統合の政策分野として①既存の3共同体を第1の柱として超国家的統合を行う分野、②共通外務・安全保障政策、③司法・内務協力の三本柱を掲げた。また、単一通貨ユーロ導入の実現のための手順も規定された。

デカップリング（Decoupling）（2）

元は二つのものを「切り離す」という意味。様々な専門分野で用いられることで表わす内容が異なる。環境分野においては、連動しがちな「経済成長」と「天然資源の利用」や「環境影響」を切り離すことを指し、例えば資源消費量を抑えた上での経済成長を目指す際に用いられる。

アムステルダム条約（Treaty of Amsterdam）（2）

1997年に調印、1999年に発効した欧州連合条約と欧州共同体設立条約等を改正する条約。EUの基本目標の1つとして、「自由・安全・司法領域」の構築を規定。司法・内務協力のうち、警察・刑事司法協力以外の分野を第3の柱から第1の柱（超国家的統合の枠組み）に移管。また、本条約によりEU枠外の国際協定であったシェンゲン協定がEUの政策領域に編入された。

カーディフ・プロセス（Cardiff Process）（2）

直接的には環境問題と関係のない政策領域においても環境への配慮を求める「環境統合」が訴えられるようになったことに伴い、1998年に英国にあるカーディフで行われた欧州理事会において提唱されたプロセス。環境問題への対策のため、運輸やエネルギー、農業など環境以外の分野に対して環境に配慮することを求め、目標設定や結果のモニタリングを制度化した。

京都議定書（Kyoto Protocol）（2）

1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択され2005年に発効した、主に先進国による温室効果ガス排出削減を定めた条約。2020年までの枠組みであり、パリ協定はこれを引き継ぐ形で採択された。2008年から2012年の間（第１約束期間）に1990年比で平均して約５%の温室効果ガス排出削減目標が立てられた。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.2 つづき

EUバブル（'EU bubble'）（2）

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP3）でEUは、一つの共同体として他の締約国と同等の責務を果たすとの考えの下、EU全体として削減目標（第１約束期間に1990年比８％減）を達成する「EUバブル」を提案した。EU全体の目標とともに加盟国別に削減目標を設定し、この国別目標では各国の事情を反映して、8%を大きく上回って削減する国、現状維持にとどめる国、1990年よりも増加させることが認められている国などあり、国ごとの違いを許容。交渉の末、最終的には京都議定書第４条に「共同達成」として定められた。

リスボン条約（Treaty of Lisbon）（2）

2007年に調印、2009年に発効した、EUの機構制度改革を目指した条約。EUに単一の法人格が与えられ、欧州議会の権限強化や外交目的のポスト・機関の新設等が行われた。また本条約により「欧州共同体設立条約」は「欧州連合の機能に関する条約」（「EU機能条約」）に改められた。尚、リスボン条約は既存の基本条約を改正するものでそれに代わるものではない。

'Leave no one behind'（2）

もとは2015年に国際サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）における、取組みの過程で「誰一人取り残さない」ことを謳った理念。欧州グリーンディールにおいては域内のすべての国や社会のあらゆる立場の人を取り残さずに巻き込むという理念を示している。気候中立への移行の過程で大きな影響を受ける、化石燃料への依存度が高い地域やセクター向け支援「Just Transition Mechanism（公正な移行メカニズム）」もその理念に基づく政策のひとつ。

Vol.3

Fit for 55 package（3）

欧州グリーンディールのもと、2030年までに55%の温室効果ガス排出削減を達成するため、EUの法律を改正し、新たな諸施策を導入する政策パッケージ。2021年7月に発表され、排出量取引制度（EU-ETS）の強化や炭素国境調整メカニズム（CBAM）などが盛り込まれている。

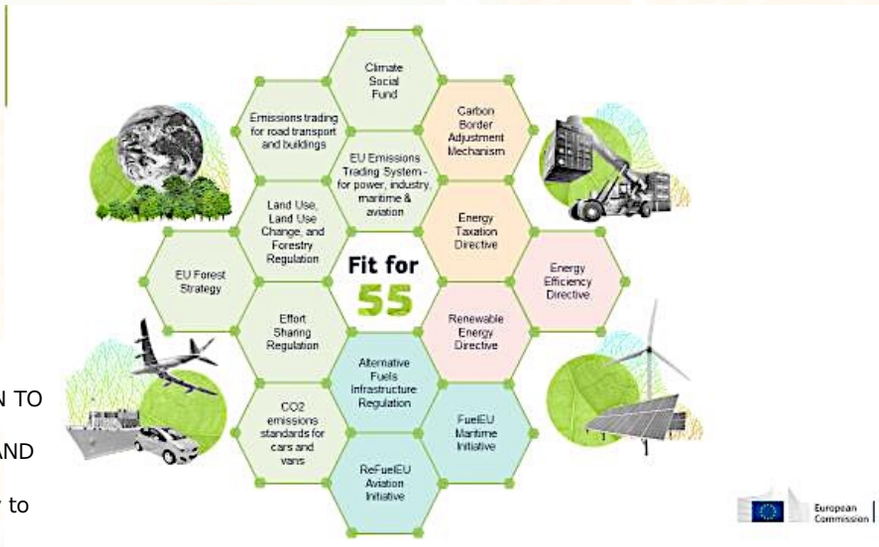

（出典：COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality, COM/2021/550 final）

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.3 つづき

キャップ＆トレード（Cap and trade）（3）

排出量取引制度の代表的な手法で、EU排出量取引システム（EU-ETS）でも用いられる。対象となる施設等からの温室効果ガス排出可能量に上限（キャップ）を設定し、規制対象者には上限内に納める義務の履行手段として排出枠の取引（トレード）を認める。またこれによる排出枠の取引市場が形成される。
キャップの設定により排出量削減の確実性が担保されるのに加え、単純な排出量規制よりも規制対象者が削減手段を選択できる点で柔軟性が高く、社会全体で経済効率的に排出量の削減ができるとされる。

無償割当（Free allocation）（3）

EU排出量取引システム（EU-ETS）において、対象者に無償で割り当てられる排出枠。取引所等で取引されるオークション（用語説明「オークション」参照）と対比される。無償割当の範囲は年々狭められてきているが、カーボン・リーケージのリスクが高いセクターを中心にEU-ETSのフェーズ3（2013～2020年）においても約4割の排出枠の獲得は無償割当によって行われている。

市場安定化リザーブ（MSR: Market Stability Reserve）（3）

EU排出量取引システム（EU-ETS）において、排出枠取引市場を長期的に安定化するための制度であり、EUではフェーズ3の期間中（2019年1月）に導入された。MSRは、あらかじめ定義された条件に従ってオークション量を調整する客観的なメカニズム。市場の余剰分が一定量を超えた際にオークションの延期によって一定量の枠を保存（リザーブ）し、逆に余剰不足の際にオークションを行って排出枠を市場に投入することで、価格の安定化を図る。

ベンチマーク方式　（Allocation based on benchmarks）（3）

EU排出量取引システム（EU-ETS）において、利用可能な最善の技術を利用した場合のエネルギー効率を示す数値をベンチマーク値としてセクターごとに算出し、規制対象者への排出枠の割当量を算定する方法。汚染者負担原則に基づき、ベンチマーク値に到達していない事業者ほど割り当てられる排出枠が小さくなる。そのため省エネ対策などの排出削減努力を怠る事業者は負担コストが大きくなり、先行して対策を行った事業者には有利に働く仕組みとなっている。EU-ETSではフェーズ3から採用された。

オークション（Auctioning）（3）

EU排出量取引システム（EU-ETS）において、排出枠を有償販売すること。一般には取引所等で取引される。また、オークションは市場安定化リザーブによって欧州委員会がリザーブした排出枠を市場投入する際にも用いられる。EU-ETSではオークションの割合を増やすことで取組の強化が図られてきている。（特にフェーズ3以降、排出枠の獲得は原則的にオークションが用いられ、電力セクターは一部の例外を除いて、無償割当がゼロとなった。）オークション収益は、再生可能エネルギーやエネルギー効率化への支援などに使われる。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.3 つづき

カーボン・リーケージ・リスクの定量評価手法（Carbon Leakage Exposure Factor）（3）

各産業セクターがカーボン・リーケージのリスクにどの程度さらされているかを測る手法。EU-ETSの実施によって各セクターにもたらされるコストの大きさや、EU域外との貿易への依存度など一定の基準が設定されている。基準を満たすセクターは重大なカーボン・リーケージの可能性があるとみなされ一定期間リストに載り、リスク状態に応じて無償割当などの措置を受ける。

Vol.4

通常立法手続（Ordinary Legislative Procedure）（4）

欧州委員会が提出する法案について、EUの立法府であるEU理事会と欧州議会の共同決定を必要とする立法手続きのこと。欧州議会での審議では三読会制がとられており、第三読会までの間に理事会・欧州議会・欧州委員会の合意を目指す。欧州議会の諮問や同意のもとEU理事会のみで採択される「特別立法手続き」と対比されるが、現在は多くの場合で通常立法手続きがとられている。

税制・関税同盟総局（DG TAXUD : Directorate General for Taxation and Customs Union）（4）

「総局」とは欧州委員会の組織であり、日本の「省庁」のように特定の政策分野や業務を担う。中でも税制・関税同盟総局は、EU単一市場域内の税制全般や域外との関税を主に担当している。また、輸入貨物のリスク管理の強化等を目的として2021年3月から段階導入されている輸入品国境監視（Import Control System 2 (ICS2)）も担っている。加えて欧州グリーンディールにおいては、CBAMの創設とエネルギー税指令（Energy Taxation Directive (ETD)）の改定を担う。税制・関税同盟総局は5部門に分かれており、それぞれの担当事項は下記の表の通りである。

Directorate A	税関
Directorate B	税関及び税務政策のデジタル提供
Directorate C	間接税及び税務行政
Directorate D	直接税、税調整、経済分析及び評価
Directorate E	国際業務及び総務

CNコード（Combined Nomenclature code）（4）

関税同盟外の諸国との輸出入の際に商品を分類し共通関税を設定するためのEUのコード番号であり、合同関税品目分類表と呼ばれる。CNコードの分類に基づくEUの共通関税率などの情報は「EU統合関税率（TARIC : Integrated Tariff of the European Communities）」というデータベースにまとめられている。CNコードは８桁で、国際的に使われるHSコード（1～6桁目）にEU独自のCN下位品目分類（7～8桁目）を加えたもの。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.4 つづき

デフォルト値　（Default value）（4）

欧州委員会によるCBAM提案において、CBAM製品の排出量は輸出国のデータに基づいて算出することとされるが、信用できるデータが入手できない場合に、同様の製品を生産するEUの事業者（下位10%）の平均排出量に基づいて算出される値のこと（電力は別方法）。入手可能な最良のデータ（the best available data）に基づき決定。（CBAM提案ANNEX IIIの4.Determination of default values referred in Articles 7(2) and (3)より）

「次世代EU」（NextGenerationEU）（4）

コロナ禍からの復興対策に充てる7,500億ユーロ規模（2018年を基準とした額）の特別予算として2020年７月に合意された復興基金。景気回復のみならず、次世代に向けた持続可能な経済への転換を目指し、全体の9割弱はコロナ禍の打撃が特に大きい加盟国に対する大型財政支援に充てられる。全体の7割が2021～22年中に投じられ、残りの3割も2023年中に使われる予定である。

Vol.5

欧州新産業戦略（New Industrial Strategy for Europe）(5)

2020年3月公表。①欧州産業の国際競争力の維持と公平な競争環境の整備、②2050年までの気候中立の実現、③デジタル化への対応を三本柱とし、欧州産業の世界市場におけるリーダーシップを向上させる戦略。単一市場の深化やイノベーション支援、循環型経済の構築などを掲げている。

新循環型経済行動計画（New Circular Economy Action Plan）(5)

2020年3月公表。資源消費による環境負荷の低減や持続可能な成長、雇用の創出をもたらす循環型経済へ移行するための計画であり、欧州グリーンディールの基盤をなす。新たな計画では、持続可能な製品の標準化、消費者の権限強化、資源利用の多い産業や循環可能性の高い産業の重視、廃棄物の削減などを掲げている。

生物多様性戦略2030（Biodiversity Strategy for 2030）(5)

2020年5月公表。欧州の生物多様性の回復を目指し、2030年までに欧州の陸上や海上のそれぞれ30%以上を保護対象にすること等を掲げる。コロナ感染拡大の最中に採択されたこの戦略はEU復興戦略の要に位置づけられ、人間の営みと自然とのバランス調和を通じて、より強靭な欧州社会の実現を目指す。

エネルギーシステム統合戦略（Strategy for Energy System Integration）(5)

2020年7月公表。より統合されたエネルギーシステムを構築するための計画。①エネルギーの無駄をなくし効率を高めることでエネルギー循環を向上させること、②発電における再生可能エネルギーの利用拡大、③特に脱炭素化の難しい部門における、水素などの再生可能な低炭素燃料への移行を三本柱としている。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.5 つづき

欧州の気候中立に向けた水素戦略（A hydrogen strategy for a climate-neutral Europe）(5)

2020年7月公表。エネルギーシステム統合戦略を補完する戦略。再生可能エネルギーを用いて生産する「グリーン水素」と、化石燃料を用いて生産するが生産過程で排出される温室効果ガスの一部を回収する手法と組み合わせることで製造工程のCO2排出をおさえた水素（ブルー水素）の普及を推進する。開発期間を3段階に区切り、再生可能な水素の生産設備の導入量や生産量の目標値を設定している。

メタン排出削減戦略（Strategy to reduce methane emissions）(5)

2020年10月公表。二酸化炭素に次いで気候変動に及ぼす影響が大きい温室効果ガスであるメタンの排出量削減のための戦略。分野横断的な取組に加え、特に排出量の大部分を占めているエネルギー、農業、廃棄物の各産業を対象にしている。また、排出削減に積極的でない域外の国に対し、EUへの輸入品などに排出削減目標や基準を課すことも検討している。COP26においても、メタンを2030年までに2020年と比べて少なくとも30%削減する目標を掲げることで、アメリカやEU等複数国が合意した。

洋上再生可能エネルギー戦略（EU Strategy to harness the potential of offshore renewable energy for a climate neutral future）(5)

2020年11月公表。「洋上再生可能エネルギー」には洋上風力発電や波力発電、潮力発電、および、その他の新興技術が含まれる。本戦略では、EU域内の洋上風力発電能力を現在の12GWから2030年までに最低でも60GWへ、さらに2050年までに300GWへと大幅な拡大を目指す。また、波力発電や潮力発電などその他の海洋エネルギーも、2030年までに1GW、2050年までに40GWへの拡大を目指す。

持続可能なスマートモビリティ戦略（Sustainable and Smart Mobility Strategy）(5)

2020年12月公表。2050年までに運輸部門における温暖化効果ガスの排出を90%削減するという目標達成のため、EUの運輸システムにおけるグリーン化やデジタル化、将来の危機に対する強靭化を掲げた戦略。ゼロエミッションの車、船舶、航空機の普及や、モビリティの自動化の促進などについて、2030年、2035年、2050年をマイルストーンとして設定している。

サステナブル・ファイナンス戦略（改定）（Strategy for financing the transition to a sustainable economy）(5)

2021年7月公表。サステナブル・ファイナンスを促進する新たな戦略で、2018年に発表された「持続可能な成長への資金提供に関する行動計画（Action plan on financing sustainable growth）」を見直したもの。「トランジション・ファイナンス(脱炭素化の移行段階に必要な技術に対する資金供給)」、「包摂性」、「レジリエンス」、「グローバルな視点」の4つに重点を置き、EUタクソノミー（持続可能な経済活動を判断する分類基準）の拡張などを進める。同時に欧州グリーンボンド基準の提案も発表された。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.6

エネルギー貧困（Energy poverty）（6）

人が生活する上で必要な暖冷房、給湯、調理用などの基礎的なエネルギーサービスを十分に享受できない状態のこと。収入の低さや家屋の質の悪さ、エネルギー効率の低い家電などが要因とされ、エネルギー価格の上昇に影響を受けやすい。明確な定義はないものの、推計では2019年に欧州で約3000万人がエネルギー貧困状態にあったといわれる。

イノベーション基金（Innovation Fund）（6）

欧州グリーンディールの温室効果ガス削減目標達成に資する脱炭素技術の市場化を支援する資金提供プログラム。EU-ETSからの収入を原資として、エネルギー多消費産業における革新的技術、再生可能エネルギー発電、CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）等のプロジェクトに対し2020年から2030年の間に最大200億ユーロ（炭素価格による）を投資予定。2021年７月、EUはイノベーション基金の立ち上げ以来初となる、14のEU加盟国およびアイスランドとノルウェーでの32の小規模な革新的プロジェクトに対し、1億1,800万ユーロを投じると発表した。

近代化基金（Modernisation Fund）（6）

一人当たりGDPが低いEU加盟国１０カ国における電力部門の近代化を支援する基金。主に各加盟国と欧州投資銀行（EIB）が運営を担う。EU-ETSからの収入と、基金の対象となる加盟国からの追加を財源とし、主に再生可能エネルギー、エネルギー効率、エネルギー貯蓄、エネルギーネットワーク、炭素依存地域における雇用の配置転換等の公正な移行の分野に投資される。2021年から2030年の間に約140億ユーロの規模となる見通し。2021
年８月、EUは、近代化基金からの初の資金提供となる総額3億443万ユーロがEIBから東欧3ヶ国（チェコ、ハンガリー、ポーランド）の投資提案に対して支払われたと発表した。

MtCO2e（6）

“CO2e”は、ある一定期間に二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスがおよぼす地球温暖化の影響について、CO2の影響を1としたときの係数（地球温暖化係数（GWP、Global Warming Potential））を用いて換算した数値。”MtCO2e”は日本語では「CO2（二酸化炭素）換算トン」。

EU理事会（Council of the European UnionまたはThe Council）（6）

欧州委員会、欧州議会と並ぶEUの主要機関。EU各加盟国の閣僚（大臣）により構成される。EU基本条約上のEU理事会の名称は「the Council」であり、単に「理事会」という場合は、EU理事会を指す。EU理事会の議長国は半年交代（1～6月の上半期と7～12月の下半期）の輪番制で、全ての加盟国が持ち回りで務める。EU理事会の主な役割は、立法、加盟国の政策調整、EUの共通・外交安全保障政策（CFSP）の策定、国際協定の締結、EU予算の採択等。（加盟国の首脳、欧州委員会委員長らをメンバーとし、EU首脳会議とも呼ばれる「欧州理事会」（European Council）とは異なるので注意。欧州理事会は全体的な政治指針と優先課題を決定する、政治的最高意思決定機関である。）

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.8

愛知目標（Aichi Biodiversity Targets）(8)

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「生物多様性戦略計画2011-2020」においてまとめられた、生物多様性を保全するための国際的な目標のこと。長期目標、中期目標、および20の個別目標からなる（図参照）。各国はこれらの目標達成に向け必要に応じ国別目標を設定し、国内の生物多様性国家戦略に組み込んでいくことが求められた。2020年に発表された最終評価では、60に分解した要素のうち達成されたと判断されたのは、陸と海の保護地域面積、国家戦略策定、科学技術増大などの1割程度であった。

生物多様性戦略計画2011-2020（愛知目標）

■長期目標（Vision）〈2050年〉
○「自然と共生する（*Living in harmony with nature*）」世界
○「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■短期目標（Mission）〈2020年〉
生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する
◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■個別目標（Target）

【戦略目標A】生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。
目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組込まれる。
目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
【戦略目標B】生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。
目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

【戦略目標C】生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。
目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止される。
目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
【戦略目標D】生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。
目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
【戦略目標E】参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。
目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
目標18：伝統的知識が尊重され、条約の実施において統合される。
目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が向上する。
目標20：戦略計画の効果的実施のための資金が現在のレベルから顕著に増加する。

資料：環境省

（出典：環境省「平成25年版　図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書　状況第1部第2章第4節　自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会を目指して」）

Natura 2000(8)

希少な自然生息地や、希少種・絶滅危惧種の繁殖地および休息地を長期的に保護するためのEU域内ネットワーク。1992年に発効した「生息地指令」（Habitats Directive）により設置された。全てのEU加盟国にまたがって域内の陸上の約18%、海洋の約8%が保護区に指定されている。保護区は私有地の割合が高く人の活動も厳しくは制限されていないが、加盟国は保護地区を生態学的、経済的に持続可能な形で用いる義務がある。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

Vol.8 つづき

森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画（Forest Law Enforcement Governance and Trade＝FLEGT Action Plan）(8)

持続可能かつ合法的な森林管理の強化やガバナンスの強化、合法的に生産された木材の取引促進を通して違法伐採を減らすことを目的に2003年に策定された行動計画。ここでの違法伐採は法に反して木材を伐採、加工、輸送、売買すること全般を指している。違法伐採は環境面で森林破壊や生物多様性の損失、温室効果ガスの排出等の悪影響を与えるのみならず、地域住民と先住民間の紛争、汚職、人権侵害、貧困の悪化などの原因ともなっている。

森林リスク商品（forest-risk commodities）(8)

グローバルに取引される商品および原材料の中で森林破壊や森林劣化との関連が指摘されている商品のこと。レポート本文で解説したEUの政策では大豆、牛、パーム油、木材、コーヒー、カカオの６品目を対象としているが、他にもパルプや紙、ゴム、トウモロコシ等が検討対象とされた。

REDD＋（Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation-plus）(8)

森林減少・劣化の抑制や、森林保全によって温室効果ガス排出削減および森林炭素蓄積を増加させる取組全般のこと。狭義には途上国が自国の森林を保全・回復する活動に対して先進国が経済的な利益を提供するメカニズムを指す。2013年のCOP19で採択され、気候変動枠組条約下での途上国の森林からの温室効果ガスの排出削減のために創設された。

自然資本（Natural capital）(8)

自然資本とは、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のこと。社会経済を支える資本として自然環境を位置付ける考え方であり、特に国家運営や企業経営において自然資本の適切な価値評価や管理の取組が求められるようになっている。

生物多様性の主流化（Biodiversity mainstreaming）(8)

生物多様性に配慮した社会経済への転換を目的とし、地球規模から市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込むこと。愛知目標の戦略目標Aに掲げられており、日本の「生物多様性国家戦略2012-2020」では、自治体、事業者、国民など様々な主体の意思決定や行動に生物多様性の重要性が反映されることを目指している。

ネイチャーポジティブ（Nature positive））(8)

生物多様性の保全の文脈において、自然を優先する、増やす、自然破壊に歯止めをかけ損失をプラスに転じさせることなどを意味する言葉。ネイチャーポジティブを求める機運は近年特に高まっており、多数国の首脳による「リーダーによる自然への誓約（Leaders’ Pledge for Nature）」に加え、多くの科学者や企業による呼びかけがなされている。自然損失の約80%の原因となっている3つの経済システム（食料、インフラ、エネルギー）の変革により、10兆ドルのビジネスチャンスが引き出せるとの指摘もある（World Economic Forum）。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.